

# 伊 勢 市 公 報

第 239 号  
平成 27 年 10 月 20 日  
火 曜 日

## 目 次

	頁
<b>規 則</b>	
○ 伊勢市公印規則及び伊勢市住民基本台帳ネットワークシステムに係るデータ保護管理規則の一部を改正する規則	3
<b>訓 令</b>	
○ 伊勢市住民基本台帳ネットワークシステムの緊急時対応計画に関する規程の一部を改正する訓令	6
<b>告 示</b>	
○ 自動車臨時運行許可番号標の無効について	8
○ 平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率について	9
○ 平成 26 年度決算に基づく資金不足比率について	10
<b>教育委員会告示</b>	
○ 教育委員会会議の招集について	11
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 三重海区漁業調整委員会委員選挙人名簿関係	
・ 三重海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧日時及び場所について	12
○ 東大淀土地改良区総代選挙関係	
・ 選挙期日等について	13
・ 選挙長の行う告示の方法について	14
・ 候補者届出書等の提出場所について	15
・ 候補者届出書等の様式について	16
・ 投票用紙等に押すべき印について	17
・ 選挙長及び同職務代理者の選任について	18
・ 選挙立会人の選任について	19
・ 投票用紙の様式について	20
<b>東大淀土改選選挙長告示</b>	
○ 東大淀土地改良区総代選挙選挙長関係	
・ 候補者の届出について	22
・ 無投票の確定について	23
・ 選挙会の日時及び場所について	24
<b>公 告</b>	
○ 農用地利用集積計画について	25
○ 犬の抑留について	26
○ 公示送達	27
<b>教育委員会公告</b>	
○ 伊勢市いじめ防止基本方針の公表について	28
<b>公 表</b>	



伊勢市公印規則及び伊勢市住民基本台帳ネットワークシステムに係るデ

ータ保護管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 10 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 34 号

伊勢市公印規則及び伊勢市住民基本台帳ネットワークシステムに係るデータ保護管理規則の一部を改正する規則

(伊勢市公印規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市公印規則（平成 17 年伊勢市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表市長印の項中「住民基本台帳カード」の次に「及び通知カードの」を加え、市長印（市長の氏）の項中「戸籍原本」を「戸籍の原本」に改め、市長職務代理人印（市長職務代理人の氏）の項中「戸籍の原本、戸籍の副本及び住民基本台帳カード」を「戸籍の原本及び副本並びに住民基本台帳カード及び通知カードの」に改める。

(伊勢市住民基本台帳ネットワークシステムに係るデータ保護管理規則の一部改正)

第 2 条 伊勢市住民基本台帳ネットワークシステムに係るデータ保護管理規則（平成 17 年伊勢市規則第 89 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「指定情報処理機関サーバ」を「機構サーバ」に、「第 30 条の 5 第 1 項」を「第 30 条の 6 第 1 項」に、「委任都道府県知事（法第 30 条の 10 第 3 項に規定する委任都道府県知事をいう。以下同じ。）」を「都道府県知事」に、「指定情報処理機関（法第 30 条の 10 第 1 項に規定する指定情報処理機関をいう。以下同じ。）」を「地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）」に改め、「並びに」の次に「市区町村長、」を加え、「指定情報処理機関が」を「機構が」に、「第 30 条の 8 第 3 項又は法第 30 条の 11 第 9 項」を「第 30 条の 15 第 3 項又は第 4 項」に改め、同条第 2 号中「並びに」を削り、「行い」の次に「、並びに機構に個人番号とすべき番号の生成（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 8 条第

1 項の規定による個人番号とすべき番号の生成をいう。以下同じ。) のために必要な情報を通知し、及び機構から個人番号とすべき番号の通知(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成 26 年政令第 155 号) 第 9 条の規定による通知をいう。以下同じ。) を受け」を加え、同条第 3 号中「委任都道府県知事にあつては、指定情報処理機関」を「機構」に改め、同条第 4 号中「指定情報処理機関サーバ」を「機構サーバ」に、「委任都道府県知事」を「都道府県知事」に、「行う」を「行い、並びに市区町村長から個人番号とすべき番号の生成のために必要な情報を受け、及び市区町村長に個人番号とすべき番号の通知を行う」に、「指定情報処理機関の」を「機構の」に改め、同条第 5 号中「都道府県知事若しくは指定情報処理機関が」を「機構が」に、「指定情報処理機関の」を「機構の」に改める。

第 25 条第 1 項中「指定情報処理機関」を「機構」に改め、同条第 3 項中「地方公共団体情報システム機構」を「機構」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市住民基本台帳ネットワークシステムの緊急時対応計画に関する規

程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 27 年 10 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市訓令第7号

伊勢市住民基本台帳ネットワークシステムの緊急時対応計画に関する規程の一部を改正する訓令

伊勢市住民基本台帳ネットワークシステムの緊急時対応計画に関する規程（平成17年伊勢市訓令第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の10第1項に規定する指定情報処理機関」を「地方公共団体情報システム機構」に改める。

### 附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

伊勢市告示第 96 号

次の自動車臨時運行許可番号標は、紛失の届出により回収不能となったため、無効とします。

平成 27 年 10 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 紛失番号標番号  
三重 30-29 伊勢 (1 枚)
  
- 2 失効年月日  
平成 27 年 10 月 2 日
  
- 3 貸与年月日  
平成 27 年 8 月 18 日



伊勢市告示第 97 号

平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率を次のとおり公表します。

平成 27 年 10 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

（単位：％）

項 目	比率	上段：早期健全化基準
		下段：財政再生基準
実質赤字比率	—	11.81
		20.00
連結実質赤字比率	—	16.81
		30.00
実質公債費比率	4.7	25.0
		35.0
将来負担比率	—	350.0

（注）数値が算定されない場合は、「—」で表記

伊勢市告示第 98 号

平成 26 年度決算に基づく資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、平成 26 年度決算に基づく資金不足比率を次のとおり公表します。

平成 27 年 10 月 13 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

（単位：％）

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
病院事業会計	—	20.0
水道事業会計	—	
下水道事業会計	—	
認知症対応型共同生活介護事業会計	—	

（注）数値が算定されない場合は、「—」で表記

伊勢市教育委員会告示第 12 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成 27 年 10 月 13 日

伊勢市教育委員会

委員長 島 中 節 夫

記

- 1 日 時 平成 27 年 10 月 19 日（月）午後 7 時 00 分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2 階 第 1 ・ 2 会議室
- 3 会議に付する事件
  - 議案第 35 号 伊勢市立公民館の指定管理者の指定について
  - 議案第 36 号 伊勢市学習等供用施設の指定管理者の指定について
  - 議案第 37 号 伊勢市子ども読書活動推進会議条例施行規則の制定について

伊勢市選挙管理委員会告示第 46 号

平成 27 年 9 月 1 日現在で調製した三重海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧  
日時及び場所を、下記のとおり定めます。

平成 27 年 10 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 西 宮 晴 一

記

- 1 縦覧日時 平成 27 年 10 月 20 日 (火) から 11 月 3 日 (火・祝) までの間、  
毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- 2 縦覧場所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号  
伊勢市役所東庁舎 4 階  
伊勢市選挙管理委員会室  
(休日は、本庁舎 1 階守衛室)

伊勢市選挙管理委員会告示第 47 号

平成 27 年 11 月 9 日に任期満了の東大淀土地改良区総代選挙を、下記のとおり執行  
します。

平成 27 年 10 月 12 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

記

- |            |                       |
|------------|-----------------------|
| 1 選 挙 期 日  | 平成 27 年 10 月 19 日 (月) |
| 2 投 票 時 間  | 午前 9 時から午後 2 時まで      |
| 3 選挙すべき総代数 | 30 人                  |

伊勢市選挙管理委員会告示第 48 号

平成 27 年 10 月 19 日執行の東大淀土地改良区総代選挙における選挙長の行う告示  
は、伊勢市公告式条例によります。

平成 27 年 10 月 12 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 西 宮 晴 一

伊勢市選挙管理委員会告示第 49 号

平成 27 年 10 月 19 日執行の東大淀土地改良区総代選挙における候補者届出書等の  
提出場所を、下記のとおり定めます。

平成 27 年 10 月 12 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

記

提出場所 伊勢市東大淀町 485 番地  
東大淀土地改良区事務所

伊勢市選挙管理委員会告示第 50 号

平成 27 年 10 月 19 日執行の東大淀土地改良区総代選挙における候補者届出書等の様式を、下記のとおり定めます。

平成 27 年 10 月 12 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

記

1 候補者届出書

公職選挙法施行規則別記第 19 号様式のうち添付書類欄を除き横書きとし、これを準用する。

2 候補者辞届出書

公職選挙法施行規則別記第 16 号様式の 17 を横書きとし、これを準用する。



伊勢市選挙管理委員会告示第 51 号

平成 27 年 10 月 19 日執行の東大淀土地改良区総代選挙に用いる投票用紙等に押すべき印を、下記のとおり定めます。

平成 27 年 10 月 12 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

記



伊勢市選挙管理委員会告示第 52 号

平成 27 年 10 月 19 日執行の東大淀土地改良区総代選挙における選挙長及び同職務  
代理者を、下記のとおり選任します。

平成 27 年 10 月 12 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

記

選 挙 長		選挙長の職務を代理すべき者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
省略	森嶋 満	省略	濱口 仁

伊勢市選挙管理委員会告示第 53 号

平成 27 年 10 月 19 日執行の東大淀土地改良区総代選挙における選挙立会人を、  
下記のとおり選任します。

平成 27 年 10 月 12 日

伊勢市選挙管理委員会  
委員長 西 宮 晴 一

記

選 挙 立 会 人			
住 所	氏 名	住 所	氏 名
省略	西村 登志一	省略	西村 和久

伊勢市選挙管理委員会告示第 54 号

東大淀土地改良区総代選挙における投票用紙の様式を別紙のとおり定めます。

平成 27 年 10 月 12 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一



東大淀土改選選挙長告示第1号

平成27年10月19日執行の東大淀土地改良区総代選挙における候補者として、下記のとおり届出がありました。

平成27年10月13日

東大淀土地改良区総代選挙  
選挙長 森嶋 満

記

届出 受理 番号	届出 月日	届出 の別	候補者氏名	性 別	住 所	生年月日	満 年 令	党 派	職 業
1	10.13	本人	北村 真佐規	男	省略	S31.9.18	59	無所属	農業兼会社員
2	10.13	本人	和田 勉	男	省略	S18.11.13	71	無所属	農 業
3	10.13	本人	角 一幸	男	省略	S38.4.18	52	無所属	農業兼会社員
4	10.13	本人	村井 正利	男	省略	S36.8.31	54	無所属	農業兼会社員
5	10.13	本人	藤井 一範	男	省略	S37.7.4	53	無所属	農業兼会社員
6	10.13	本人	上井 晃治	男	省略	S31.3.27	59	無所属	農 業
7	10.13	本人	西村 健	男	省略	S16.11.5	73	無所属	農 業
8	10.13	本人	戸上 定章	男	省略	S24.7.21	66	無所属	農 業
9	10.13	本人	南 紀次	男	省略	S31.2.18	59	無所属	農業兼会社員
10	10.13	本人	西村 武雄	男	省略	S13.1.6	77	無所属	農 業
11	10.13	本人	戸上 達志	男	省略	S26.3.24	64	無所属	農業兼会社員
12	10.13	本人	西村 正	男	省略	S24.6.27	66	無所属	農 業
13	10.13	本人	岩田 雅良	男	省略	S37.10.13	53	無所属	農業兼会社員
14	10.13	本人	北村 安弘	男	省略	S26.7.7	64	無所属	農 業
15	10.13	本人	村井 正明	男	省略	S21.10.18	69	無所属	農 業
16	10.13	本人	濱口 誠	男	省略	S31.12.27	58	無所属	農業兼歯科医師
17	10.13	本人	戸上 至	男	省略	S10.3.25	80	無所属	農 業
18	10.13	本人	西村 勝良	男	省略	S32.10.13	58	無所属	農業兼会社員
19	10.13	本人	北村 博	男	省略	S27.10.18	63	無所属	農業兼会社員
20	10.13	本人	上島 登	男	省略	S13.1.16	77	無所属	農 業
21	10.13	本人	森 隆生	男	省略	S15.4.19	75	無所属	農 業
22	10.13	本人	山本 勇	男	省略	S14.11.1	75	無所属	農 業
23	10.13	本人	中谷 隆司	男	省略	S16.12.21	73	無所属	農 業
24	10.13	本人	戸上 隆	男	省略	S27.5.24	63	無所属	農 業
25	10.13	本人	中村 和之	男	省略	S29.2.10	61	無所属	農 業
26	10.13	本人	山口 善政	男	省略	S24.2.15	66	無所属	農 業
27	10.13	本人	中村 宏	男	省略	S16.4.5	74	無所属	農 業
28	10.13	本人	藤原 均	男	省略	S34.11.20	55	無所属	農業兼会社員
29	10.13	本人	辻 幸一	男	省略	S23.10.21	66	無所属	農 業
30	10.13	本人	橋爪 忠司	男	省略	S13.1.14	77	無所属	農 業

東大淀土改選選挙長告示第2号

平成27年10月19日執行の東大淀土地改良区総代選挙において、届出のあった候補者がその選挙における総代の定数を超えないため、投票は行いません。

平成27年10月13日

東大淀土地改良区総代選挙  
選挙長 森 嶋 満

東大淀土改選選挙長告示第3号

平成27年10月19日執行の東大淀土地改良区総代選挙における選挙会の日時及び場所を、下記のとおり定めます。

平成27年10月13日

東大淀土地改良区総代選挙  
選挙長 森 嶋 満

記

- 1 日 時 平成27年10月19日（月） 午前10時
- 2 場 所 伊勢市東大淀町201番地 1  
東大淀町民会館



伊勢市公告第 70 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 27 年 10 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 71 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 27 年 10 月 7 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	御菌町高向	雑種	薄茶	雄	小	91 日 以上	

2 抑留した日 平成 27 年 10 月 5 日

3 抑留期限 平成 27 年 10 月 13 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 72 号

公 示 送 達

下記の者の平成 27 年度国民健康保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、公示送達をします。

なお、当該書類は、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 27 年 10 月 15 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所	記号番号
省略	省略	省略
省略	省略	省略
省略	省略	省略

伊勢市教育委員会公告第3号

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第12条の規定により伊勢市いじめ防止基本方針を定めたので、次のとおり公表します。

平成27年10月1日

伊勢市教育委員会  
委員長 畠中節夫

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市教育委員会事務局学校教育課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市監査委員公表第5号

平成26年度定期監査等結果（後期）（意見）に対する措置状況を、地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成27年10月14日

伊勢市監査委員 畑 芳嗣  
伊勢市監査委員 中 井 豊  
伊勢市監査委員 佐之井 久紀

定期監査等結果（後期）に対する措置状況

定期監査

【都市整備部】

所管課等	監査結果（後期）（意見）	措 置 状 況
監理課	（１）県営事業地元負担金については、維持費が積算されていないか十分精査するとともに、負担率の引き下げについても県内市町と連携のうえ要望されることを望む。	「検討中」 県施行の工事に伴う県営事業地元負担金については、工事の内容が確認できる資料を県に請求し、維持費が積算されていないか確認を行いました。 なお、負担率の引き下げについては、県内市町と連携し、適切な時期に要望を検討します。
都市計画課	（１）空き家対策については、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の施行に伴い、市の横断的な体制を早急に整えられることを望む。	（ ※平成 27 年度より空家対策の所管課が建築住宅課に変更されたため、措置状況は建築住宅課の欄に掲載しています。 ）
交通政策課	（１）観光交通対策特別会計は消費税の課税対象事業であることから、関係機関との協議を十分に行い経費削減に取り組まれない。  （２）事務補助団体の事業費に余剰が出た場合は、安易に次年度へ繰り越さず、負担金の支出先へ払い戻すことを検討されたい。	「実施中」 関係機関との協議を行い、平成 27 年度から消費税削減の取り組みをしています。  「実施中」 事業費に余剰が出た場合は、事務補助団体の事業に支障をきたさない範囲で払い戻すよう努めます。
用地課	（１）法定外公共物は地積が確定されていないため、処分にあたっては、境界確定、求積など、より慎重な対応を望む。	「実施中」 適切な境界立会いを実施し処理を行っています。
建築住宅課	（１）市営住宅の管理については現在指定管理にて行っているが、費用対効果について十分に検証されるよう望むものである。	「検討中」 市営住宅の管理については、指定管理制度の導入により、住宅使用料の収納率の向上や修繕等への素早い対応等、一定の効果を上げていていると考えています。今後、指定

	<p>(2) 住宅使用料及び住宅新築資金等貸付事業償還金の収入未済額については、引き続き訴訟も視野に入れた交渉により解消を目指し努力されることを望む。</p> <p>(3) 収入未済額の中には回収不能なものが相当額含まれていることから、事務の効率化及び債権管理の適正化の観点からも、回収不能な未収金については債権放棄が可能な条例の早期整備を関係課と協議のうえ実施されることを望む。</p> <p>(4) 空き家対策については、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の施行に伴い、市の横断的な体制を早急に整えられることを望む。</p>	<p>管理者の更新に際しては、費用対効果の検証を行いながら、選定を行います。</p> <p>「実施中」 本人及び相続人への納付指導・請求のほか、連帯保証人への納付指導依頼及び請求を実施するとともに、本人・保証人・相続人の実態調査、納付再開に向けた督促の強化を図っています。また、高額滞納者には訴訟も含め交渉を行っています。</p> <p>「検討中」 適正な債権管理を行うため、関係各課と勉強会を開催し、それぞれの課題の整理を行っているところです。私債権の債権放棄が可能な条例の整備については、制定されている自治体の状況を検証しながら、研究を行います。</p> <p>「実施中」 平成 27 年度から所管課が都市計画課から建築住宅課に変更になりました。以前から開催している空家対策の検討会の構成メンバーも増やし、今後の空家対策の推進に向け体制を整えています。</p>
--	--	--

【二見総合支所】

所管課等	監査結果（後期）（意見）	措置状況
地域振興課	<p>(1) 指定管理業務の経理状況については常に把握し検証するとともに、更新の際には実績に基づいた指定管理料を算定されることを望む。</p>	<p>「実施中」 毎月、指定管理者から業務報告書により実施状況を検証しています。 監査後は、一層の管理業務の適正を期するために、経理状況についても検証しています。 また、指定管理料の適正性については、経理状況により、資金運用等の状況把握が可能なため、指定管理者が安定した運営ができるよう適正額を算定し更新していき</p>

		ます。
--	--	-----

【上下水道部】

所管課等	監査結果（後期）（意見）	措 置 状 況
水道事業	<p>（１）水道料金については、利用者負担の公平性を図るためにも、引き続き収入未済額の解消に努められたい。</p> <p>（２）収入未済額の中には回収不能なものが相当額含まれていることから、事務の効率化及び企業会計における真実性の原則の観点からも、回収不能な未収金については債権放棄が可能な条例の早期整備を関係課と協議のうえ実施されることを望む。</p>	<p>「実施中」</p> <p>滞納繰越分の滞納者に対する強制停水、戸別訪問、電話催告を強化するとともに、新たな長期滞納者を発生させないよう、早期の催告を行うことにより、収納の確保に努めています。</p> <p>また、水道料金の徴収等については、民間委託を行っているので収納率の向上に向けた対策の是正を求めています。</p> <p>「検討中」</p> <p>適正な債権管理を行うため、関係各課と勉強会を開催し、それぞれの課題の整理を行っているところです。私債権の債権放棄が可能な条例の整備については、制定されている自治体の状況を検証しながら、研究を行います。</p>
下水道事業	<p>（１）下水道事業において接続率は経営を左右する重要な指標のひとつである。その向上を図るために説明会や広報誌で周知を図り、戸別訪問を行うなど地道な活動を継続されているが、さらに全職員が一丸となって創意工夫を重ね普及啓発活動に取り組まれることを望む。</p> <p>（２）下水道事業受益者負担金及び</p>	<p>「実施中」</p> <p>下水道事業における営業収益の柱は下水道使用料であり、接続率を上げて有収水量を増加させることが経営安定の必要条件です。接続率向上の取り組みとしては、供用開始説明会の場で整備効果をいち早く発現させるため早期接続に理解を求めているほか、広報・ケーブルテレビ等で下水道の役割や効果をアナウンスし、未接続となっている世帯へは戸別訪問により接続を促す活動を継続的に行っています。今後も粘り強く戸別訪問を行うなど下水道への理解を求め、接続率の向上につなげる努力を行って参ります。</p> <p>「実施中」</p>



	<p>下水道使用料については、利用者負担の公平性を図るためにも、債権回収対策室との連携を密に図り、引き続き収入未済額の解消に努められたい。</p>	<p>滞納繰越分の滞納者に対する戸別訪問、電話催告を強化するとともに、新たな長期滞納者を発生させないよう、早期の催告を行うことにより、収納の確保に努めています。</p> <p>下水道使用料の徴収等については、民間委託を行っているので収納率の向上に向けた対策の是正を求めています。</p> <p>下水道事業受益者負担金及び下水道使用料の悪質な滞納者に対しては、債権回収対策室へ移管し滞納処分を実施しています。</p>
--	---	---

【教育委員会事務局】

所管課等	監査結果（後期）（意見）	措置状況
教育総務課	<p>（１）学校適正配置計画を進めているが、統廃合に伴う廃校施設の跡地利用についてもその方向性を早期に検討されることを望む。</p>	<p>「実施中」</p> <p>今後も地域の要望等を十分把握するとともに、市としての活用、地域での活用、民間での活用などの検討を庁内調整会議等において関係各課と協議・調整しながら進めます。</p>
学校教育課	<p>（１）給食共同調理場等において、検食以外に職員及び委託業者の従業員が複数人給食を食しているが、材料費のみしか経費を負担していないため、その経費負担のあり方について検討されたい。</p>	<p>「実施中」</p> <p>検食以外に給食を食している職員及び委託業者の従業員については、給食業務に携わるそれぞれの立場から給食の出来栄等を検証したり話し合うことで、調理や指導の改善等に活かしています。</p> <p>また、学校現場の職員については、担任とともに給食の配膳指導を行ったり、担任に代わって教室で給食を食べたり、食器等の片付けの指導等を行ったりしています。</p> <p>関係する複数人が食することで、安全性や出来栄確認の確実性も増すことから、検食当番以外であっても業務の一環ととらえており、経費負担については、同額で問題ないと考えています。</p>
文化振興課	<p>（１）尾崎罌堂記念館に所蔵の遺品等については、市の教育、学術、文化の貴重な財産であり、十分活用さ</p>	<p>「実施中」</p> <p>○所蔵品の活用</p> <p>所蔵品につきましては、常設展や企画展</p>

	<p>れるとともに保存には万全を期されたい。</p> <p>また、記念館へ観光客を誘導する方策を検討されるよう望むものである。</p>	<p>の際に展示紹介を行い、引き続き、活用を図ってまいります。</p> <p>○所蔵品の管理 所蔵庫内の温湿度については、学芸員が定期的に巡回し、室内環境の状況等を確認しております。所蔵品につきましては、引き続き、適切な管理に努めてまいります。</p> <p>○観光客の誘導 市HPを通じ、施設の情報を定期的に発信しています。また、市や県が作成する観光案内パンフレットに施設情報を掲載するとともに、みえ旅案内所にも位置づけられています。</p> <p>引き続き、観光部署と連携を図り、観光客の誘導に努めてまいります。</p>
--	---	--

随時監査（工事監査）

【鹿海町排水路整備工事】

所管課等	監査結果（後期）（意見）	措置状況
農林水産課	<p>（１）設計図面に一部、分かりにくい箇所があるが、このような部分については事業着手時に監督員より詳細な現場説明とCAD拡大図面により指示確認を行っているとのことである。不明確な図面は誤った施工を招く遠因ともなるものであるため、今後は図面に注記を付けるなり、特記仕様書に記載する等の措置が望まれる。</p> <p>（２）仕様については、市の統一されたチェックマーク方式の特記仕様書（施工条件明示一覧表）により施工条件が明確に示されているが、土木工事は現場に合わせた特注品であり現場に応じた仕様を明示す</p>	<p>「検討中」</p> <p>設計図面の分かりにくい箇所については、今後、詳細な拡大図面の添付及び図面に注記の記載を行います。</p> <p>また、特記仕様書の記載事項や記載内容については、庁内の関係課とともに検討していきます。</p> <p>「検討中」</p> <p>特記仕様書の記載事項や記載内容については、庁内の関係課とともに検討していきます。</p> <p>また、今後、必要に応じて図面に注記するように工夫します。</p>

	<p>る必要がある。すべてを特記仕様書（施工条件明示一覧表）や工事実施時の「監督員指示」に委ねるのでなく、最低限必要な事項は別途の「特記仕様書」に記載するなり、図面に注記を付けることを工夫されたい。</p> <p>（３）工事監督に関する書類については、打ち合わせ簿、指示書など工事監理記録は都度記入され、課長まで押印確認されるなどよく整理されているが、今後工程が混み合ってくることで予測されることから、引き続きその都度記録に残すとともに課内での情報共有に努められたい。</p> <p>（４）地域の生活道路に接続しているところは交通量がかなりあるため、工事用車両との動線が重なる場合が想定される。一般交通の支障とならないよう注意看板等で十分周知を図るよう配慮すること。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>引き続き工事監理記録を打ち合わせ簿として残し、課長まで押印確認するとともに情報共有に努めています。</p> <p>「措置済み」</p> <p>施行箇所の現場パトロールを行い、交通状況を把握し、一般交通の支障とならないよう注意看板等を設置しています。</p>
--	---	---

【倉田山公園進入路ほか整備工事】

所管課等	監査結果（後期）（意見）	措 置 状 況
基盤整備課	<p>（１）仕様については、市の統一されたチェックマーク方式の特記仕様書（施工条件明示一覧表）により施工条件が明確に示されており問題は見られないが、この特記仕様書（施工条件明示一覧表）だけで施工するには十分とは言い切れない面もある。今後は、設計者や現場監督員の責任の明確化が一層求められることが予想される。そのため、工事現場の特徴に合わせた特記仕様の記載も必要になってくると思わ</p>	<p>「検討中」</p> <p>記載事項や記載内容について、庁内の関係課とともに検討していきます。</p>

	<p>れる。引き続き記載事項や記載内容について検討を積み重ねられたい。</p> <p>(2)現場は一般車や歩行者の通行も多く見られる。またバスルートでもあるため、歩行者の安全確保はもとよりバス、タクシー、一般車の交通の円滑化と交通安全に最大限の配慮をお願いしたい。</p> <p>(3)旧進入路に接続する建物があり、ここへの出入りのため変則的な形状にはなるが道路舗装を残さざるを得ない。このことは将来の維持管理を考えると種々の問題(不法駐車、ゴミの不法投棄など)が生ずる恐れがあるため適切な対処法を検討されたい。</p>	<p>「措置済み」 伊勢警察署の現場立会いの上、交通円滑化や交通安全のため、路面標示等を行っています。</p> <p>「実施中」 公園管理者にて適宜パトロールを行っています。</p>
--	--	---

財政援助団体等監査

【公益社団法人 伊勢志摩観光コンベンション機構】

所管課等	監査結果(意見)	措置状況
所管課 観光誘客課	(ア)派遣職員の人件費に対する経費負担については「伊勢市職員の派遣に関する協定書」に明記されているが、伊勢志摩観光コンベンション機構が負担すべき人件費に対しても長年にわたって市から負担金が支出されているため、職員を派遣している他市町とも協議のうえ検討されたい。	「検討中」 伊勢志摩観光コンベンション機構への人件費負担については、他市町との負担方法の差異もあり、協定書に基づいていない支出となっているため、内容について調整・協議をおこなっています。
公益社団法人 伊勢志摩観光コンベンション機構	(ア)事業活動財源のほとんどは構成市町からの負担金であり、その負担金の原資は各市町民から納めていただいた税金である。このことを再認識し、経費削減に努めるととも	「実施中」 現在、市町や会員から構成する伊勢志摩観光企画委員会において、事業の効率化及び経費削減を目的に事業仕訳作業を行っており、最終的には理事会、総会を経て、

	<p>に、事業の効率化を図るためにも事業効果を測定し検証する手段を確立されることを望む。</p> <p>(イ) 事業実施にあたっては専門的な知識と経験が必要と思われることから、専門職の配置を早期に実現できるよう検討されたい。</p> <p>(ウ) 事業が各自治体や観光協会などと重複しないよう各団体との連携を密に図り、お互いに相乗効果が得られるよう検討、調整されたい。</p>	<p>来年度予算に反映させたいと考えています。</p> <p>また、今後、事業効果を測定しうる目標値を可能な限り設定し検証する手段を確立します。</p> <p>「実施中」</p> <p>現在、旅行会社及び交通事業者から職員を配置し、専門的な見地で事業に対し取り組んでもらっています。</p> <p>しかし、プロパーとして長期に携わることのできる専門職員がいないため、伊勢志摩観光企画委員会の事業仕訳作業において、早期の配置を検討しているところです。</p> <p>「実施中」</p> <p>事業実施にあたっては、広域で取り組むことで効果が出る事業を選択し実施しています。</p> <p>また、伊勢志摩観光企画委員会における来年度事業仕訳作業においても、議論を積み重ねているところです。</p>
--	--	--

【サンライフ伊勢】

所管課等	監査結果（意見）	措置状況
<p>一般社団法人 伊勢地域勤労者福祉サービスセンター</p>	<p>(ア) 基本協定書第 16 条において、施設利用者の意見等を反映させるためアンケート等を実施するよう規定されているが、窓口等での意見聴取しか実施されていない。利用者へのサービスの向上を図るためにも、アンケートの実施や意見箱の設置などを行い、その後の業務へ反映させるよう望むものである。</p>	<p>「措置済み」</p> <p>施設利用者の意見等を把握するため、6 月と 7 月に「施設利用者アンケート」を、また、8 月に平成 27 年度前期教室の受講者を対象に「教室受講者アンケート」を実施しました。</p> <p>アンケートから得られた施設利用者の意見・要望等については、施設管理や施設利用者への応対改善、公共施設への教室受講生募集・施設利用案内の掲示実施等、その後の業務に反映しています。</p>